品川区長　あて

**誓約書**

品川区が実施する令和５年度競争力強化支援事業における特許権取得経費助成申請にあたり、申請書に虚偽がないこと、申請者及び共同申請者が次の１～１１を含む募集要項記載の申請要件の全てを満たしていることを確認した。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １ | 次の（1）～（4）のいずれかに該当する法人又は個人事業者であり、品川区内に主たる事業所を有し、引き続き区内で１年以上事業を営んでいる。  （1）製造業・その他業種：資本金３億円以下又は従業員300人以下  （2）卸売業：資本金１億円以下又は従業員100人以下  （3）サービス業：資本金５千万円以下又は従業員100人以下  （4）小売業：資本金５千万円以下又は従業員50人以下 |  |
| ２ | 次の（1）～（3）の要件について、全てを満たしている。  （1）大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない。  （2）大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない。  （3）自社の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。 |  |
| ３ | 法人都民税および法人事業税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していない。 |  |
| ４ | 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていない。 |  |
| ５ | 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でない。 |  |
| ６ | 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団関係者と密接な関係を有していない。 |  |
| ７ | 本申請と同一テーマ・内容で他の公的機関から助成を受けていない。 |  |
| ８ | 国内における特許権の新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用（出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料）のうち今年度に支払いが完了するものである。 |  |
| ９ | 知的財産権の維持に係る費用が含まれていない。 |  |
| 10 | 知的財産権取得のための先行調査費用が含まれていない。 |  |
| 11 | 品川区産業振興施策に関するアンケートに回答することを了承する。 |  |

　年　　月　　日

住所：

名称：

代表者名:

以下、アンケートにご回答ください。

Ｑ. 本助成金の募集情報をどこでお知りになりましたか？（複数回答可）

□パンフレット・チラシ　□ＦＡＸ　□メルマガ　□ホームページ　□職員からの案内

□金融機関からの紹介　□知人・職場関係者からの紹介

□その他（　　　　　　　　　　　　　）